

# 令和7年第6回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和7年6月27日(金) 午前9時00分～11時00分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(11人)

会 長	12番	岩 下 市 藏
	1番	西 美 香
	2番	野 元 京 子
	3番	木 場 由美子
	4番	樋ノ口 正 信
	5番	古 賀 久美子
	6番	久木山 純 広
	7番	池 田 一 成
	8番	上迫田 薫
	9番	外 薊 健 藏
	10番	池 田 善 之

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	古 川 千 明
串木野地区2	藤 園 宗 男
市来地区	橋 口 守

出席職員 篠原局長、松原主査、原田主査、棚町主査

議事録署名委員 (5番 古賀 久美子 委員 ・ 6番 久木山 純広 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第7号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法  
について

日程第2 報告議案第8号 競公売に関する買受人による農地法第3条第1項の規定による  
許可申請について

日程第3 議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(2件)について

日程第4 議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(3件)について

日程第5 議案第36号 非農地証明願(1件)について

日程第6 議案第37号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案について

日程第7 議案第38号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案について

日程第8 議案第39号 いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

## 会議の概要

局長 おはようございます。総会に入る前に、6月から3班の農地利用最適化推進委員に、橋口さんが選任されましたのであいさつをお願いしたいと思います。

橋口推進委員 (あいさつ)

局長 ありがとうございます。それではただ今から、令和7年第6回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 ありがとうございます。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は会長が行うことになっております。会長、よろしく申し上げます。

議長 それでは会議規則に基づきまして、議長を務めさせていただきます。まず事務局より、農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で現在数12名に対し、出席委員数11名で、過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々も、出席されていることをご報告いたします。

議長 それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいりますので、よろしく申し上げます。これより議事に入ります。まず、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、5番の古賀久美子 委員と、6番の久山純広 委員をお願いしたいと思います。

ただ今から、議事に入ります。日程第1報告議案第7号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(中間管理法)についてを議題と

します。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

1～5ページをご覧ください。日程第1報告議案第7号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は、36件40筆34,941㎡です。1番は後程、20ページの農用地利用集積等促進計画案の3番で、新たな耕作者と契約を結ぶための合意解約です。2番から35番は後程、21ページからの配分計画案にて、新たな耕作者と契約を結ぶための合意解約です。36番は後程、8ページで3条申請のための合意解約です。よろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。これから質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第1報告議案第7号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(中間管理法)については、通知のとおり受理することで異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第1報告議案第7号については、通知のとおり受理することとします。

次に、日程第2報告議案第8号競売に関する買受人による農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

6ページをご覧ください。日程第2報告議案第8号競売に関する買受人による農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。令和7年第4回総会にて許可を頂き買受適格証明を発行し、税務課の開催する農地の差押不動産の公売会へ参加資格を得た後、6月3日に売却決定通知書が交付されて、すぐに3条申請が提出されました農地の件です。買受適格証明書の交付時と事情が異なっていない場合、農業委員会会長の判断で許可をして差し支えない旨も合わせてご審議いただいておりますので、6月3日付で3条許可書を交付いたしましたので、ご報告いたします。

議長

ただ今事務局の説明がありましたとおり、4月の総会で買受適格証明書の交付についてという事でこの案件については審議をさせていただいて、買受適格証明書を交付するという事で決定をいただいた案件で

ございます。申請内容に変更がなかったことから、6月3日に許可証を交付したということでございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第2報告議案第8号競売に関する買受人による農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請のとおりに許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第2報告議案第8号については、申請のとおりに許可することといたします。

次に、日程第3議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件であります。2件終了後質疑に入ります。では、No.1について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第3議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は2件です。8ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。申請地は農用地区域内農地で、先程5ページで合意解約のご審議をいただきました農地です。譲受人は経営面積はございませんが、今までも母と一緒に今回の申請地を耕作しておられます。調査は【正】を外菌委員、【副】を池田一成委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

外菌委員

9番外菌です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、6月24日午前8時より、申請人代理の行政書士立会いのもと、池田一成委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は8、9ページになります。申請地取得後の営農計画は、玉ねぎ、オクラ、キュウリ等の野菜で、全て自家消費になり、現在も譲受人が耕作中です。労働力は1人で、農機具は耕運機、刈払機等所有し、播種や収穫は手作業で行われます。通作距離は約4.5kmですが、特に問題ないと見て参りました。皆様方のご審議宜しく願いいたします。

議長

それではNo.2について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 10 ページをご覧ください。No.2 についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から、所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。申請地は農用地区域内農地です。調査は【正】を西委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

西委員 1 番西です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 No.2 について調査報告いたします。6 月 22 日午後 4 時より、行政書士立会いのもと、古賀委員と調査を実施しました。資料の 10～11 ページをご覧ください。申請地は農用地区域内農地です。売買により取得するための申請です。申請地は譲渡人の知り合いが耕作していましたが、引き渡し後は自家消費の野菜（コールラビ、ルッコラ、ズッキーニ、チコリ等）西洋野菜を作る予定です。労働力は妻と 2 人です。農機具保有状況は耕運機、噴霧器、草払い機等所有とのことです。近くにある他の畑では、ブドウやブルーベリーを作っているとのことです。自宅からの通作距離は 1 km 未満です。申請地の周囲は野菜の畑であり、周囲に影響は及ぼさないと見ました。私どもとしては、何ら問題ないと見えてきましたが、皆様のご審議の程よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明及び調査委員の説明が終わりました。それではこれより質疑に入ります。まず No.1 から、何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、次に No.2 について何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですが、日程第 3 議案第 34 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請（2 件）については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしとのことで、日程第 3 議案第 34 号については、申請のとおり許可することといたします。

次に日程第 4 議案第 35 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は 3 件であります。事務局の

説明、その後調査委員からの調査報告をお願いし、3件終了後質疑に入ります。では、No.1から事務局の説明をお願いします。

原田主査

日程第4議案第35号農地法第5条第1項の規定による許可申請3件についてであります。12ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は、申請地周辺は都市化が著しく、住宅需要が見込まれ、利便性及び環境の面でも申し分ないと判断し、当該地を1区画の宅地分譲とするための申請であります。第3種農地で、第1種中高層住居専用地域であります。現地については、隣地の昭和通〇〇のブロック塀が侵入していることが判明したため、行政書士が確認するとのことでした。調査委員は【正】を久木山委員、【副】を樋ノ口委員をお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

久木山委員

6番久木山です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、6月23日(月)午前10時半に、行政書士代理人、樋ノ口委員と3名にて農地転用実態調査を実施致しました。申請地については、12、13ページを参照して下さい。転用事由は、申請地周辺は都市化が進み住宅需要が見込まれ、利便性及び環境の面でも申し分ないと判断し、1区画の宅地分譲候補地として選定した。農地区分は第3種農地で第1種中高層住居専用地域であります。被害防除は、東側は宅地、西側は宅地、南側は宅地と畑、北側は市道です。雨水対策は自然流下、境界はブロック積みの計画です。3年間宅地分譲で売買ができなかった場合は、自社で建築し売買する計画です。調査したところ何も問題はないと思います。皆様のご審議を宜しくお願ひ申し上げます。

議長

ありがとうございます。それでは次にNo.2について、事務局の説明をお願いします。

原田主査

No.2についてご説明いたします。14ページをお開きください。譲受人は、現在借家住まいであるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。敷地面積は634㎡で、500㎡を超えていますが、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)を除外した部分の425㎡で建築し、残地部分は駐車場及び芝生や植栽をして、庭敷地として適切に管理する旨の理由書が添付されております。また、令和8年3月に妻と子が転入予定です。第2種農地で、500m以内農地であります。第1種農地の不許可の例外事由の集落接続施設に該当し、代替地検討は不要となります。調査委員は【正】を樋ノ口委員、【副】を久



による被害防除計画書、融資証明書等、第5条の申請備考欄に記載されている書類が提出されています。申請地の周囲は東側が市道、西側が県道、南側は住宅、北側は畑です。玄関や駐車場などは東側市道側に設置して土留め工事を行い、畑との境界にはブロック積みを行って緩衝地を設けるそうです。申請許可後に分筆を行い、建築期間は8月から12月を予定しているとのことでした。用水は公共上水道、雨水は水路放流、汚水などの生活雑排水は合併浄化槽で処理し、東側市道側溝に放流するそうです。以上のことから問題はないと考えます。皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長                    ありがとうございます。ただ今事務局、調査委員の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。まずNo.1から、何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長                    ないようですので、次にNo.2について、何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長                    ないようですので、次にNo.3について、何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長                    ないようですので、日程第4議案第35号農地法第5条第1項の規定による許可申請3件について、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長                    それでは日程第4議案第35号については、申請のとおり許可することといたします。

次に日程第5議案第36号非農地証明願1件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

原田主査              日程第5議案第36号非農地証明願1件についてであります。18ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、昭和55年に、

隣接地にもやし工場を新築した際、その敷地の一部として一緒に宅地造成し、現在まで建物敷地として利用しており、始末書が添付してあります。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 　　ただ今説明が終わりました。皆様の方から何かご質疑ございますか。

池田一成委員 　　いいですか。

議長 　　はい。

池田一成委員 　　この工場はもう稼働していないんですね。

原田主査 　　現地を見た時には、そうでした。

池田一成委員 　　建屋だけ残っているんでしょうか。

原田主査 　　そうですね。

池田一成委員 　　わかりました。

議長 　　他に何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　それでは日程第5議案第36号非農地証明願1件については、申請のとおり非農地証明を発行することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　ないようですので、日程第5議案第36号については、申請のとおり非農地証明を発行することとします。

次に日程第6議案第37号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、〇〇委員、〇〇委員は、ご退席をお願いしたいと思います。

(〇〇委員、〇〇委員退席後)

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

20 ページをご覧ください。日程第6議案第37号令和7年9月1日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてです。2番は、今まで基盤強化法での契約から、今回中間管理事業で契約をすることになった農地です。3番は、先程1ページで合意解約のご審議をいただきました農地です。これらを含めて全て新規の契約で4件、13筆13,356㎡です。よろしくをお願いします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、何かご質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第6議案第37号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案については、議案のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第6議案第37号については、議案のとおり決定することとします。〇〇委員、〇〇委員は自席へお戻りください。

(〇〇委員、〇〇委員着席後)

次に、日程第7議案第38号農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

21～25 ページをご覧ください。日程第7議案第38号令和7年9月1日開始分の農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案は、耕作者変更機構貸出分で、34件38筆31,481㎡です。先程1ページからの合意解約通知でご審議をいただきました農地です。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたが、皆様方から何かご質疑等ございませんか。

木場委員

すみません。

議長

はい。

木場委員            ○○さんは、レンコンの方もまだ軌道に乗っていないような感じで  
すし、川上の方も、瀧ノ段、海瀬とかも借りたりしているけど、何の  
作物を作っているのかという感じですし、今度は何を作られるのかな  
とと思って。

棚町主査            野菜ということです。

木場委員            前に借りた所をしっかりと耕作されていない状況なので、この議案  
が上がってきたので、私達はびっくりしているところなんです。心配  
だなと思っています。

外菌委員            はい。

議長                どうぞ。

外菌委員            今、木場委員が言われるように、どれだけ農地を借りていて、耕作  
をしているのかわからないですね。場所と作物は実際どうなっている  
のか、農業委員としては農地を耕作してもらうための借入れだから、  
利用してもらうのは大変いいことなんですけど、○○みたいなことを  
してもらっても困りますから、我々が目に見えるような図面か何かを  
出してもらって、ここには大体何を作る予定かということを示して  
もらって、時間があれば場所を見に連れて行ってもらってもいいのかな  
と思います。かなり大きな経営をされているので、実際的に我々も見  
たい気持ちはありますから。

上迫田委員        はい。

議長                どうぞ。

上迫田委員        今、外菌委員がおっしゃった畑を、私はいつも通って見ているん  
です。じゃがいもを植えて、どうなっているのかなと通ってみたら、草  
とか生えていて、持ってきた機械も草に埋もれていて手つかずの状態  
です。神村学園前駅の裏と、八房と見て回って、そういう状態です。

議長                ありがとうございます。実は検討会の時も、私の方が○○さんに関  
して、ほとんど前知識がなくて、どんどん出てきているものだから、  
事務局の方にもどうなっているのかということで、筆数や面積は調べ  
てもらったんです。やはり、増やしていただくのは有難いことなだけ  
けれども、○○とはちょっと条件が違うかもしれないですけども、  
ああいうことになってしまうと大変なことになりますので、そこは

我々も心得て、基本的なデータ、何筆借りていらっしゃるのか、面積はどれ位あるのか、どこに点在しているのか、そういうことから調べさせていただいて、もし皆様方が調査をして回らないといけないよねということであれば、そういう計画をしていきたいと思います。また、我々だけではなくて、農政課も、営農の指導も含めてしていかないと、またどこかでこれ以上は貸出しできないよねという線引きもいずれやって来る可能性もありますので、その辺を含めて検討していきたいと思っていますところなんです。よろしいですかね。

池田一成委員      いいですか。

議長                はい。

池田一成委員      ○○さんは、個人名になっていますが、本当に個人なんですか。

木場委員            いいですか。牛ノ江の所が草山というか重機を入れて耕耘するような所でしたので、最初の頃地主さんへの説明は、まず機械を入れさせてくれということで、許可をもらったんです。地主さん達は、30年も40年も作っていない場所なので、入って元の田んぼの形に戻して、作れるようなら作っていいと、意見交換をしました。そこの許可をもらった所はきれいになって、あれで採算が合うのかなと思いながら見ていたんですけど、もう3年目になったので、地代を決めないといけなかったのが、昨年地主さん達に案内を出して集まってもらって、その時にも今年中には法人にするということだったんですけど。今度も個人のままで上がってきているので、いつ会社にされるのかなと思っています。川上にも玉ねぎみたいなのを植えてあるんだけど、草山になっていて、この人はすごく簡単に言うんですけど、申請を見て大丈夫なのかなと思っています。

議長                わかりました。まず、これを通すかということなんですけど、何かございませんか。

樋ノ口委員        すみません、野菜を作るということですが、これだけの面積に何を作るんでしょうか。

上迫田委員        ジャガイモを植えてありますけど、腰の辺りまで草が生えていません。

樋ノ口委員        これを受け付ける時に、野菜と言われても何を作るのか。普通、野菜と言われたら、葉物とかきゅうりとか茄子とかを考えるんですけど。

芋はそれだけの苗があるのかとか、受付の時点でしっかりしておかないと困るんじゃないですか。

池田一成委員      ○○と○○さんは、繋がりがあるんですか。○○の後を全部○○さんが借りていますよね。

野元委員            ○○が撤退した所を○○さんが借りるようにしているんですよね。

池田一成委員      情報はどこから出ているんですか。

議長                事務局、説明をしてください。

棚町主査            私が聞いたところでは、○○が撤退する時に、農政課の営農指導員の方が、○○さんに作りませんかと相談をされて、営農指導員を通して、○○さんが借りるようになったというお話でした。

議長                その部分を含めて、皆さんどうですか。

樋ノ口委員        しっかりとした計画がないと心配ですよ。

上迫田委員        前床も○○さんが借りると言ってきているんですけど、周りも草払いをされていないから、周りが迷惑しています。

議長                それでは、今話題になっているのは○○さんで、他の方については問題はないということよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長                他の方は、皆さん承認をしていただいたということになりますが、○○さんの部分については、保留という形でよろしいですか。また、今の話の流れからすると、農政課も含めてのことになると思われまますので、改めて営農計画書なり、こういうものを作るとか具体的なものを提出された時に審議をしていただくということよろしいですか。

樋ノ口委員        その方がいいんじゃないですか。耕作地の地図とかで、何を作っているのか示してもらって、訪問活動ができるようにしてもらいたいです。

議長                それは、日々の活動の中でチェックできた方がいいということですよ。この日程第7議案第38号につきましては、○○さんの案件以

外は承認していただく、〇〇さんについては保留ということによろしいですか。

池田一成委員　　できれば、今の話しの中で、〇〇さんの現状確認を、合わせて報告いただければと思います。

議長　　では、今申し上げた通りで、日程第7議案第38号につきましては一部承認ということによろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長　　次に日程第8議案第39号いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

原田主査　　日程第8議案第39号いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会1件についてであります。26ページをお開きください。こちらは、先月承認されたいちき串木野農業振興地域整備計画の変更にかかる意見について、面積の変更があったため再度いちき串木野市長から、いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求められましたので、別紙のとおり回答しようとするものであります。申請地は先月の総会でご承認頂いた場所で、L字型の分筆から、宅地部分と畑を東西に分筆した形での再申請となります。27ページをお開きください。回答書にありますように、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に農業振興地域から除外するために行う農用地区域の変更は、6つの除外要件をすべて満たす場合に限り除外することができますとされております。申請地も6つの要件をすべて満たしております。ご審議の結果、ご承認頂けましたらこのように回答したいと考えております。よろしくお願いたします。

議長　　説明が終わりましたが、皆様の方から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長　　ないようですので、日程第8議案第39号いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、意見なしということでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということですので、日程第8議案第39号については、意見なしということで回答することといたします。

以上で、議事が終わりました。

議事録署名委員

• \_\_\_\_\_

• \_\_\_\_\_

